

危険物の指定品目と貯蔵指定数量

種別	品名	性質	品目	指定数量	指定数量の1/5
第 四 類	特殊引火物		エーテル	50ℓ	10ℓ
	第一石油類	非水溶性液体	ラッカーシンナー ガソリン	200ℓ	40ℓ
		水溶性液体		400ℓ	80ℓ
	アルコール類		メタノール	400ℓ	80ℓ
	第二石油類	非水溶性液体	石油系シンナー	1,000ℓ	200ℓ
			灯油		
			軽油		
			合成樹脂塗料用シンナー		
			合成樹脂クリヤー塗料		
			硝化綿クリヤーラッカー		
			硝化綿ラッカーエナメル		
			硝化綿地下塗料		
			アスファルトプライマー		
			リーダーシンナー		
			剥離剤		
	酒精塗装				
		水溶性液体		2,000ℓ	400ℓ
	第三石油類	非水溶性液体	重油	2,000ℓ	400ℓ
油ワニス					
油エナメル					
油性地下塗料					
合成樹脂エナメル塗料					
油性フェノール樹脂ワニス					
液状ドライヤー					
瀝青ワニス					
	水溶性液体		4,000ℓ	800ℓ	
第四石油類		潤滑油	6,000ℓ	1,200ℓ	
動植物油類			10,000ℓ	2,000ℓ	

(注) 1. 性質欄の区分は、試験において示される危険性に応じて設けられているものである。

2. 指定数量1/5以上を貯蔵する場合には、届出が必要です。

(1斗缶は18ℓ・ドラム缶は200ℓの容量です。)

- ◎ 建設現場で使用・保管されているガソリン・軽油・A重油などの石油類は消防法に定める指定数量(上の表参照)以上となる場合は消防法に則って厳しい規定が設けられています。しかし建設現場等で通常、使用・保管される数量は『少量危険物貯蔵取扱』の範囲内で収まっています。

■少量危険物届出範囲

- ◎ 指定数量以上の危険物は、貯蔵所(移動タンク貯蔵所を含む)以外の場所に貯蔵したり、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で取扱う事はできません。
少量危険物とは指定数量未満で指定数量の1/5以上の数量で貯蔵する事で貯蔵を予定されている場所を管轄する消防署への届出が義務付けられています。【火災予防条例第58条】
- ◎ 種類又は指定数量の異なる2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取扱う場合にその貯蔵し、又は取扱いに係わるそれぞれの危険物の数量をその危険物の指定数量で割って、その商の和が1以上になるときは、その場所は指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱っているとみなされます。少量危険物の数量算定もこれに準じます。

例 ガソリン 20リットル (指定数量 200リットル)] を貯蔵保管している場合

軽油 150リットル (指定数量 1,000リットル)

計算式 $20リットル / 200リットル + 150リットル / 1,000リットル = 1/4$

1種類の危険物が基準数量を超えていない場合でも合計で指定数量の1/5以上となるため、少量危険物貯蔵に係わる届出が必要となります。

- ◎ 発電機、コンプレッサー等の内蔵タンクは通常(移動用)として考え届出はおこなっていませんが外部タンクの接続、常時固定して使用される場合は管轄する消防署へご相談ください。